

生援第1112号

裁 決 書

審査請求人

市

審査請求人代理人

横浜市 区

処分庁

市福祉事務所長

令和2年■月■日付けて ■ (審査請求人代理人 ■) (以下「請求人」という。) から提起された審査請求(令和元年度(審)第123号)について、次のとおり裁決する。

1. 主 文

■ 福祉事務所長が請求人に対して行った、令和元年12月9日付け生活保護変更申請却下処分は取り消す。

2. 事案の概要

審理員意見書の別紙1「2 事案の概要」に記載のとおり。

3. 審理関係人の主張の要旨

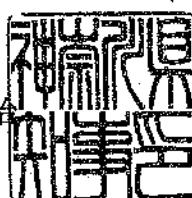
審理員意見書の別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

4. 理 由

審理員意見書の別紙1「4 理由」に記載のとおり。

令和2年6月22日

神奈川県知事 黒岩 祐治



(教示)

この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

厚生労働省所在地

郵便番号100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号

審理員意見書

令和2年6月2日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 虎頭 俊之
神奈川県審理員 園川 真代



行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人
（審査請求人代理人 ■■■■■）が令和2年 ■月 ■日付けで提起
した処分庁 ■市福祉事務所長による令和元年12月9日付け保護変更申請却下処分に
についての審査請求（令和元年度（審）第123号）について、その裁決に関する意見を別紙
のとおり提出する。

別紙1において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 ■■■■■を「請求人」という。
- 2 処分庁 ■市福祉事務所長を「処分庁」という。
- 3 次の各土地を併せて「本件土地」という。

(1) 所在 ■■■■■

地番 ■■■■■

地目 ■■■■■

地積 ■■■■■

(2) 所在 ■■■■■

地番 ■■■■■

地目 ■■■■■

地積 ■■■■■

- 4 次の建物を「本件建物」という。

所在 ■■■■■

家屋番号 ■■■■■

種類 ■■■■■

構造 ■■■■■

床面積 ■■■■■

- 5 本件土地の前々所有者 ■■■■■を「A」という。

- 6 本件土地の前所有者 ■■■■■を「B」という。

- 7 本件土地の所有者 ■■■■■を「C」という。



別紙 1

1 結論

本件処分は取り消されるべきである。

2 事業の概要

(1) 事業の概要

本件は、処分庁が、令和元年 12 月 9 日付けで、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 24 条第 9 項が準用する同条第 3 項に基づき行った保護変更申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、請求人がその取消しを求めたものである。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙 2 のとおり。

(3) 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、以下のとおりである。

ア 請求人は、■市に居住し、本件処分時において、処分庁により法に基づく保護を実施されている者である。

イ 処分庁は、法第 19 条第 4 項及び委任規則第 2 条第 1 号アの規定により、保護の実施機関である ■ 市長から、法第 24 条第 3 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定による申請に基づく保護の開始及び変更に関する事務の委任を受けた者である。

ウ 平成 13 年、請求人は、A 所有の本件土地上に本件建物を建築し、本件土地の占有を開始した。

エ 平成 14 年 7 月 12 日、本件土地は B に相続された。

オ 平成 28 年 3 月 22 日、請求人は、本件建物に居住を始めた。それまで請求人は、本件建物を作業所として利用していた。

カ 平成 30 年 ■ 月 ■ 日、本件土地は C に相続された（ただし、■ の申請の受付は令和元年 ■ 月 ■ 日）。

キ 平成 30 年 ■ 月 ■ 日を実施年月日として、処分庁は、請求人に対し、法に基づく保護を開始した。保護開始にあたっての新規調査の際、請求人からは、住宅扶助として地代を認定してほしいとの申し出があった。

ク 平成 30 年 12 月 ■ 日、C の ■ から、請求人が居住してはいけないところに住み着いて困っている、どうすればいいか市役所に相談している、地代について

は、請求すると住むことを認めてしまうようなものなので請求していない旨を聴取した。

ケ 平成 31 年 3 月 1 日、処分庁は、請求人から、同年 2 月 25 日に [] 市の開発業務課の職員が請求人を訪問し、本件土地は、都市計画法の定める市街化調整区域内の土地なので居住することは違法だと言われ、同年 3 月 11 日に市役所で話し合いする旨を聴取した。処分庁は、請求人に対し、本件土地の賃貸借契約書がなければ、地代証明書等地代を証明する書類があれば地代（住宅扶助）を認定できる旨を伝えた。

コ 令和元年 6 月 28 日、処分庁は、ケース診断会議を実施し、地代については、請求人と C との間に本件土地に係る賃貸借契約関係は認められないとして認定できないとの結論に達した。

サ 令和元年 9 月 20 日、処分庁は、請求人より住宅扶助費の支給を求める保護変更申請書を收受した。

シ 令和元年 9 月 [] 日、処分庁は、C より、請求人に対しては本件土地からの立退きを要求しており、地代としてではなく、損害金として金錢を受け取っている旨を聴取した。

ス 令和元年 10 月 3 日付けで、処分庁は、上記サの申請について、地代の支払義務は認められないとして却下処分をした。

セ 令和元年 10 月 [] 日、処分庁が、C から、法第 29 条に基づく調査に対する回答書を收受した。当該回答書には、請求人からの受領した金員の名目は「賃料相当損害金」であるとの記載がある。

ソ 令和元年 11 月 26 日、処分庁は、請求人から、本件土地の賃貸借契約に基づく地代の支給を求める保護変更申請書を收受した（以下、当該申請書に係る申請を「本件申請」という。）。当該申請書には、請求人が本件土地の前所有者 B と現所有者 C に対して振込に係る利用明細票の写し及び C の [] から受領したという C 名義の預金口座が記載されたメモの写しが添付されていた。

タ 令和元年 12 月 9 日付けで、処分庁は、請求人に対し、本件土地に關し地代の支払義務は認められないとして本件申請を却下した（本件処分）。

チ 令和 2 年 [] 月 [] 日付けで、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を提起した。

ツ 証拠上確認できる、請求人から本件土地の前所有者 B 及び現所有者 C に対する振込状況は次のとおりである。

振込日	振込先口座名義人	振込金額
平成 20 年 12 月 19 日	B	39 方円
平成 21 年 12 月 7 日	同上	同上
平成 22 年 12 月 24 日	同上	同上

平成23年12月21日	同上	同上
平成24年12月21日	同上	同上
平成25年12月3日	同上	同上
平成26年12月7日	同上	同上
平成27年12月18日	同上	同上
平成28年12月16日	同上	同上
平成29年12月12日	同上	同上
平成31年2月5日	同上	7万円
平成31年2月21日	同上	7万円
令和元年5月7日	同上	7万円
令和元年8月29日	C	3万5000円

3 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

次の理由により、本件処分を取消すとの裁決を求める。

ア 請求人は、平成13年、当時の本件土地の所有者であったAとの間で、建物所有目的で期限の定めなく、地代月32,500円（年間39万円）で本件土地の賃貸借契約を締結し、Aの了承を得て、本件土地上に本件建物を建築した。
ただし、引越等により賃貸借契約書を紛失してしまい、現在は見つからない。当初、請求人は、本件建物を [] として利用していたが、今から数年前に本件建物に転居して、居住を開始し、現在も同所に居住している。

イ 平成14年7月12日にAが亡くなり、Bが本件土地を相続したので、その後は、請求人は、地代をBに支払ってきた。

平成30年10月にBも亡くなり、令和元年 [] 月になって、本件土地についてCに相続を原因とする所有権移転登記がなされた。その後、 [] が、自らC名義の口座を記入したメモを請求人に手渡し、「地代」の支払先口座として指定したので、請求人は、その指定どおり、同月以降、C名義の口座に地代を送金して支払っている。

ウ 地代は、請求人に余裕があった時期は、毎年12月に翌年1年分の地代をまとめて支払っていたが、平成30年 [] 月から生活保護を受給するようになり、平成31年1月からの地代は、お金の工面ができたときに支払っている。

地代の支払状況は、手元に利用明細書が残っている分だけでも前提事実ツのとおりである。なお、平成31年（令和元年）の分については振込票が紛失している分がある。

エ. 処分序は、Cに対する調査に対し、Cが請求人から受け取っているお金は「賃料損害金」であると回答したことを理由に、地代支払義務は認められないとして、本件処分を行っているが、誤りである。

請求人が、土地所有者であるCに対し、請求人が地代支払義務があるか否かは、Cの弁で判断するのではなく、客観的に賃貸借契約が存在するかどうかで判断すべき問題である。

そして、請求人は、本件土地の所有者に対し、長年にわたり、毎年12月に39万円という決まった額を支払っており、これは一般人の合理的判断として地代であるとみるのが自然である。

処分序は、「地代」とは限らない、お金の貸し借りがあったかもしれない等主張するが、消費貸借契約などの存在をうかがわせる事情は一切存在しないし（Cからもそのような主張はない）、Cが「賃料相当損害金」と述べていることが、何より、本件土地について少なくとも何らかの賃料発生事由があったことをうかがわせるものであり、それは土地賃貸借契約以外は考えにくい。仮に、本件建物が本件土地所有者に無断で建てられたので、その分の賃料相当損害金だと主張するのであれば、平成20年から平成29年まで10年間もの間、Bが土地の明け渡しも求めずに、毎年決まった時期に39万円ずつお金を受け取り続けていた理由の説明がつかない。また、当初有効な土地賃貸借契約があったが、その後何らかの事情で、契約が解除され、本件建物が本件土地の不法占拠であるとの主張も可能性としてはありうるが、請求人は一切、契約解除の通知を受け取ったこともなく、これまで建物収去土地明渡請求を受けたこともない。このように、請求人とB・Cとの間の金銭の授受について、地代以外の金銭の授受とみるのは、まったくもって不合理である。

長年にわたり、「地代」の支払実績があること、「地代」の支払人と受取人が登記簿上の本件建物の所有者と本件土地の所有者と合致していること、Cの■が「地代」の支払先口座を指定し、請求人は、その指示に従って、Cへ「地代」の支払いを行っていること等からすれば、請求人は、Cに対し、本件土地について賃貸借契約に基づく地代支払義務が存在する。

オ. 処分序は、いったん有効に賃貸借契約は成立したと解釈しているものと思われる。

そうすると、賃貸人である本件土地所有者が、立ち退きを求めることができるためには、賃貸借契約が有効に「解除された」あるいは「取り消された」という認定がなされていなければならぬはずである。

ところが、処分序は、これらについて、何ら判断をしていない。ちなみに、請求人は、歴代の本件土地の所有者（A、B、C）のいずれからも、賃貸借契

約の解除や取消しの通知を受けたこともなく、賃貸借契約が無効だと主張を受けたこともなく、土地の明渡しを求められたこともない。

カ 加えて問題なのは、請求人とCとの間に賃貸借契約があるか否かについて、処分庁に調査不専があるということである。

処分庁は、Cに対して地代を受け取っているかどうか確認しただけで、Cが地代ではなく、賃料相当損害金だと回答したら、それをそのまま鵜呑みにしてそれ以外の調査を実施していない。この点、処分庁には重大な瑕疵が認められ、本件処分には著しい瑕疵があり、取り消されるべきである。

(2) 処分庁の主張の要旨

次の理由により、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

ア 住宅扶助については、局長通知第7-4(1)アにより、家賃、間代、地代等は「居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。」とされている。

イ 本件において、本件建物が請求人所有であることは、登記簿により確認され、また建物の登記申請の際には土地所有者の承諾が必要となることから、本件建物建設に際し、本件土地の所有者の同意は得ていたものと判断できるが、本件土地の登記簿からは、賃借権の設定は確認できず、請求人が本件土地を賃借していることを確認することができなかった。

ウ 地代の認定にあたり、請求人に土地賃貸借契約について確認すると、契約当時の土地所有者Aとの口頭のやり取りで契約書は作成していないとのことであった。このため、処分庁は、請求人に対し、「地代証明書」の提出を求めたが、土地所有者が拒むとして提出はなく、代わりに請求人が過去に当時の土地所有者であるBに対して金銭を振り込んだ利用明細票の写しが提出された。

エ その後、Cと面談したところ、Cより「以前から立ち退きを要求しており、地代としてではなく、損害金として金銭を受け取っている。そのため地代の請求もしていない。」とのことであった。その後の法第29条に基づく調査によつても「賃料相当損害金」として受け取っている旨の回答があった。

上記のCの話からは、[REDACTED]としての使用が承諾されていても、居住するここまで承諾されていないものと理解し、Cは、請求人に対して明渡しを求めていると判断している。

なお、請求人が本件申請の際に提出したC名義の預金口座が記載されたメモは、処分庁がCに確認したところ、損害金振込みのために請求人に手渡したものであるとの説明があった。

オ 請求人は建物收去土地明渡請求を受けたこともない、と主張するが、Cは処分庁に対し、請求人が居住できない場所（市街化調整区域）に居住して困って

おり、立退きを求めていると話しており、請求人からも契約について相談に行つたが出ていくように言われ、相談にならなかつた旨の説明があつたことから、本件建物に居住を開始した平成28年3月以降、口頭ではあるが立ち退きを求められているものと判断する。

カ 处分庁が、請求人に対し、当時の経緯を確認できる者が誰かいないかと聞くと、Aの死亡後、取引金融機関の担当者と相談したうえでBへの振込みを始めたという話を聴取したので、当該取引金融機関は確認したところ、「記録なく担当者も変わつたため回答できない」との返事を受けた。

キ 以上から、請求人が土地所有者であるB、Cに複数年にわたり金銭の支払いをしていたことは確認できるが、本件土地についての賃貸借契約による賃料の支払いやその期間、金額については確認できない。土地所有者に対する請求人の支払いについては、土地使用承諾金の分割払金か賃貸借による賃借料か、またはその他の項目かの判断はできない。

ク 处分庁に認められる調査については法第29条に規定されており、調査対象者は要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者とされていることから、適切に調査を実施したものと認識している。

ケ 以上から、請求人の主張は認められない。

4 理由

(1) 住宅扶助費について

住宅扶助は、居住及び住宅維持費の範囲内において行われるものであり（法第14条）、保護基準別表第3に支給の基準が示されている。そして、局長通知第7

4 住宅費（1）アは、「保護基準別表第3の1の家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家若しくは借間であつて家賃、間代等を必要とする場合、又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。」としている。

(2) 申請による保護変更決定処分について

法第24条第9項の準用する同条第3項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」としている。

(3) 本件処分の検討

本件処分において、処分庁は、請求人は、請求人が所有し、居住する本件建物による本件土地の占有について地代支払義務を負つておらず、したがつ

て住宅扶助を認定できないとしている。以下、この処分庁の判断の適否について検討する。

ア 本件土地に係る賃貸借契約の存否について

処分庁は、本件土地について、建物の登記申請の際には土地所有者の承諾が必要となることから、本件建物建設に際し、本件土地の所有者の同意は得ていたものと判断できるが、本件土地の登記簿からは、賃借権の設定は確認できず、請求人が本件土地を賃借していることを確認することができない、とする。

しかし、借地借家法第10条第1項は、借地権は、その登記がなくても、土地の上に借地権者が登記されている建物を所有するときは、これをもって第三者に対抗することができるとしており、賃借権の登記（民法第605条）がなされていないことが直ちに借地権の存在を否定することにはならない。

本件において、請求人からは、賃貸借契約書の提出はなく、直接的に賃貸借契約の成立を確認できるものは存在しないが、請求人が、本件土地上に本件建物を建築し、占有を始めた平成13年以降、十数年間にわたり占有を継続していること（前提事実ウ及びオ）、この間、証拠上確認できるだけでも、土地所有者に対し、平成20年から平成29年までは年間39万円、保護開始後も39万円には及ばないものの支払いを続けていること（前提事実ツ）からすると、請求人による占有が少なくとも当初から不法占有であったとはいうことはできず、請求人と土地所有者の間には、賃貸借契約がいったんは成立していたものと解するのが合理的である。

この点、処分庁は、土地所有者に対する請求人の支払いについては、土地使用承諾金の分割払金か賃貸借による賃借料（地代）か、またはその他の項目かの判断はできないとするが、土地を使用する本人が土地使用の承諾の対価として支払う金員は、賃借料と解さざるを得ないし、本件において、土地の使用の対価として以外に請求人が継続的に土地所有者に金員を支払うべき事情は見受けられない。

イ 賃貸借契約の継続について

もっとも、本件処分において住宅扶助が認定されるためには、本件申請時まで賃貸借契約が継続している必要がある。

本件において、現在の土地所有者であるCは、請求人に対し、本件土地は市街化調整区域内にあり、本件建物は居住できないものとして立ち退きを求めていると主張しており（前提事実ク、シ）、■市職員も、立ち退きについて調整に入っている事実が認められる（前提事実ケ）。また、土地所有者であるCは、処分庁の法第29条に基づく調査に対し、請求人から振込まれた金員は賃料相当損害金として受け取っている旨の回答をしている（前提事実セ）。

しかし、土地の使用が行政法規（農地法）に違反することにより当然に私人間の賃貸借契約が終了するわけではなく、また、賃貸借契約上土地の使用目的が作業所としての使用に限定されていた場合、住居として使用することは用法違反であり（民法第616条が準用する民法第594条第1項）、契約の解除事由となり得るものであるが、本件において、賃貸人である土地所有者から解除の意思表示がなされたのかは明らかではない。

このように、本件において賃貸借契約が継続しているのか、終了しているとしてどのような事由により終了したのかは明らかとはいえない。

ウ 处分庁の判断について

保護は、要保護者である個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行うものとされている（第9条）。

そして、保護の実施機関は、適正な保護の実施のため、常に被保護者の生活状態を調査するものとされており（法第25条第2項）、また一定の調査権を付与されている（法第29条第1項等）。

このように、保護の実施機関には、適正な保護の実施のため、必要な調査権限と義務が与えられ、適正な調査権限の行使が求められている。

本件は、請求人がその申請により住宅扶助の認定を求めるものであるが、請求人が提出した資料から地代支払義務の有無が不明な場合は、住宅扶助の認定の可否を判断するため、その調査、検討を尽くす必要があるといえる。

しかし、本件処分においては、請求人の地代支払義務の有無の判断にあたり、上記イのとおり明らかにすべき事由があるにもかかわらず、処分庁は、これらの点について十分な調査、検討を行わないまま、請求人に対して立ち退きを求めているとのCからの聴取内容、請求人から受領した金員は賃料相当損害金として受け取っている旨の法第29条に基づく調査に対するCからの回答を主な根拠として当該義務がないものとして住宅扶助を認定できないとしている。

このように、処分庁は、その調査により得られた調査結果のみによっては、局長通知第7_4(1)アの「住居の所在する土地に地代等を要する場合」に該当するか否か明らかでなく、さらなる調査、検討が必要であるにもかかわらず、これら調査等をしないまま、これに該当しないと判断し、住宅扶助（法第14条第1項）を認定すべき場合にあたらないとして本件処分を行っており、違法である。

(4) 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

別紙2

ア 法

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2・3 【略】

(用語の定義)

第6条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといいないとにかくわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

3～5 【略】

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

(必要即応の原則)

第9条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要な相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

(住宅扶助)

第14条 住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 住居

二 補修その他住宅の維持のために必要なもの

(実施機関)

第19条 (前略) 市長(中略)は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

2・3 【略】

4 前3項の規定により保護を行うべき者(以下「保護の実施機関」という。)は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5～7 【略】

(申請による保護の開始及び変更)

第 24 条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。（中略）

一 要保護者の氏名及び住所又は居所

二 【略】

三 保護を受けようとする理由

四・五 【略】

2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。

5～8 【略】

9 第 1 項から第 7 項までの規定は、第 7 条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。

10 【略】

（職権による保護の開始及び変更）

第 25 条 【略】

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（後略）

3 【略】

（資料の提供等）

第 29 条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施（中略）のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構（中略）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（後略）

二 【略】

2 【略】

イ 生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。別紙 1 において「保護基準」という。）

に掲
中略)

別表第3 住宅扶助基準

1 基準額

区分 級地別	家賃、間代、地代等の額(月額)	【略】
1級地及び2級地 【略】	13,000円以内 【略】	【略】

2 家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県(中略)ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。

ウ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。別紙1において「局長通知」という。)

第7 最低生活費の認定

1~3 【略】

4 住宅費

(1) 家賃、間代、地代等

ア 保護基準別表第3の1の家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合、又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。

イ~ク 【略】

(2) 【略】

5~10 【略】

エ ■市福祉事務所長に対する事務の委任に関する規則(■年■市規則第■号。別紙1において「委任規則」という。)

(委任事務)

第2条 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第4項(中略)の規定に基づき、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。

(1) 生活保護法関係

ア 生活保護法第24条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による申請に基づく保護の開始及び変更に関する事務。

イ~チ 【略】

(2)~(6) 【略】

オ 民法(明治29年法律第89号)

(借主による使用及び収益)

第594条 借主は、契約又はその目的物の性質によって定まった用法に従い、その物の使用及び収益をしなければならない。

2・3 【略】

(不動産賃貸借の対抗力)

第 605 条 不動産の賃貸借は、これを登記したときは、その不動産について物権を取得した者その他の第三者に対抗することができる。

(賃借人による使用及び収益)

第 616 条 第 594 条第 1 項の規定は、賃貸借について準用する。

九、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一、借地権 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権をいう。

二～五 【略】

(借地権の対抗力)

第 10 条 借地権は、その登記がなくても、土地の上に借地権者が登記されている建物を所有するときは、これをもって第三者に対抗することができる。

2 【略】

